

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>埼玉県公告式条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第二条 条例の公布は、公布文及び公布年月日を記入して、知事が署名 <u>(地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)第一条に規定する措置を含む。)</u>をした後、埼玉県報に登載してこれを行う。ただし、天災事変等により埼玉県報に登載して公布することができないときは、県庁内の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(規程の公布)</p> <p>第四条 規則を除くほか、知事その他県の機関の定める規程で公表を要するものの公布若しくは公表は、公布若しくは公表の年月日及び知事名又は当該機関名若しくは当該機関を代表する者の名を <u>記入した</u>後、埼玉県報に登載して、これを行う。</p> <p>2 (略)</p> | <p>埼玉県公告式条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第二条 条例の公布は、公布文及び公布年月日を記入して、<u>その末尾に</u>知事が署名した後、埼玉県報に登載してこれを行う。ただし、天災事変等により埼玉県報に登載して公布することができないときは、県庁内の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(規程の公布)</p> <p>第四条 規則を除くほか、知事その他県の機関の定める規程で公表を要するものの公布若しくは公表は、公布若しくは公表の年月日及び知事名又は当該機関名若しくは当該機関を代表する者の名を <u>記入して、当該職印を押し</u>た後、埼玉県報に登載して、これを行う。</p> <p>2 (略)</p> |